

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月改定

村山市立楯岡小学校

村山市立楯岡小学校「いじめ防止基本方針」 令和7年4月改定

1 「いじめ」に関する問題に常に立ち向かう楯岡小学校の基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、「私たちの学校の、どの学級にも、誰にでも起こり得るし、いじめ問題に無関係で済む教職員も児童もいない。」という基本認識に立つ。本校児童の一人一人が、すべての児童と共に、様々な教育活動に意欲的に取り組むことで、個々の能力や個性を十分に伸ばさせることができるように、いじめのない学校づくりに全力で努めることが私たち教職員の重要な責務と考える。

本校では特に、いじめに向かわせないための「未然防止」と「早期発見」を日常的な取組として展開する。そのためには、すべての教職員と児童が共に望ましい学校社会・集団活動をつくることに取り組んでいく。そして、本校が定義するようないじめが認知された場合は、迅速で的確な「早期対応」を組織として、またすべての教職員で行っていく。

(2) いじめの「定義」と「解消」について

【定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（直接・間接を問わず、インターネットを通じて行われるものを含む）考えうる全ての行為を指す）であり、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめられた児童の立場に立つことを重視し、けんかやふざけ合いであっても児童の被害性に着目して判断し、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も含め、「心身の苦痛を感じている状態にあるものすべて」を指すものとする。

【「いじめ防止対策推進法」及び「村山市いじめ防止基本方針」の改定に基づく】

【解消】少なくとも次の2つの要件を満たしていること

- ①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者との面談等により確認）

2 いじめ問題への組織的対応

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止、早期発見、いじめの対処に組織的に対応することを目的として「いじめ対策委員会」を置く。子供に関する正確な情報（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を共有し、事実関係の把握、いじめの判断などを組織的に行い、いじめ問題の抱え込みを防止するとともに、迅速な情報共有、組織的対応を重視する。

構 成 員	○校内職員 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談員、特別支援 CD、学年主任、学級担当等
	●外部専門家（重大事案への対応等） PTA 代表、育成会代表、学校評議員（民生・児童委員を含む）、スクールカウンセラー、市教育委員会指導主事等

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会を始めとした市の教育機関や中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に取り組む。

(3) 児童運営委員会を中心とした児童会組織としての取組

児童運営委員会(たてやま委員会)を中心として、「絆づくり」の活動を推進していく。一人一人の多様性や個性を認め合い、助け合うことを大切に、「楽しくねばり強く学び続けるたてやまっ子」の実現をめざす。

具体的には、児童集会で「たてやま運動」を朗読したり、重点項目を示したりすることで、児童一人一人に4つの柱でよりよい学校生活を築き上げていくことを常に意識させていく。また、各種委員会での継続的な計画、実施、振り返り、そして次の取組へとつなげるスパイラル的な取組を展開させ、よりよい学校生活・人間関係を自分たちの手でつくっていけるように指導していく。

(4) 教職員の資質向上

現職教育研修を充実させ、担任力の向上を図る。特に、生徒指導の3機能を大切にした授業づくりをめざしていく。また、校内OJTを活性化させることで、一人一人の授業力を高めることで、児童が安心して粘り強く学習できるようにする。このような「居場所づくり」の取組を通して、いじめの原因となるストレスを生まない環境づくりを推進する。

(5) 教職員のチームとしての日常の情報交換及び共通理解

全職員が同席する定例職員会議や毎週ごとの打ち合わせなどを利用して、配慮を要する児童や学校・学級生活の様子などについて、現状や指導方針等についての情報交換及び共通理解を図る。また、日常の会話も重視し、どのような些細な変化、気がかりな点もまず声に出し、情報提供、情報交換し合える風土をつくり、共有化することを大切にしていく。

(6) 道徳教育と特別活動の一層の推進と充実

校長を中心として、道徳教育推進教師及び特別活動主任が各主任等と連携を図りながら、道徳教育と特別活動の一層の推進、充実を図っていく。

道徳教育については、特別の教科道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う。道徳の内容(生命尊重・思いやり・人権)との関連を踏まえ、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間および特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携も図りながら行っていく。

また、特別活動においては、その教育活動の力を生かし、児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい児童集団の形成や学力向上の有効な基盤として良好な人間関係を築くようにする。

3 いじめ未然防止等のための取組について

(1) 学級経営の充実

- ①勉強が「分かった」「好き」と感じるような授業の実践に努め、児童一人一人が自分自身の成就感や充実感をもてる授業づくりに努める。
- ②学級活動等による児童自身がつくる学級生活づくりの視点を大切にした学級経営を行う。
- ③「たてやまタイム」を核に、豊かな人間関係を築き、望ましい集団生活ができる学級にする。
- ④必要に応じて、各種アンケートや学級集団理解のためのアンケート・検査等を用いて、客観的なデータを基に学級や児童を分析し、実態を十分に把握しながら、よりよい学級経営に努める。
- ⑤連絡帳や学級だより、必要に応じて電話や家庭訪問等を行いながら、各家庭と相互に情報を共有し、連携体制を確立していく。

(2) 道徳教育の充実

①特別の教科 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

②すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

（３）教育相談体制の整備

学級集団理解のためのアンケート Q-U（以下 Q-U）を年２回（５月と１１月）、全学級で実施する。
その検査結果の考察及び対応策（学級集団の背景、学級の成果と課題、教師の観察との共通点と相違点など）の検討について教職員研修を行い、共通理解を図り、全職員で情報を共有化する。

（４）縦割り班活動の実施と充実

①通学班や縦割り班活動等異学年での交流において、協力したり協調したりすることを学習し、人と人がよりよく関わることができる力を身に付けさせる。

②義務感・責任感をもたせ、やりたいこと・しなければならないことなどについて学びながら、集団の一員としての自分の立場や役割に気付かせ、やり遂げさせるようにする。

（５）インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

①児童のインターネット・SNS・オンラインゲーム等に関する使用状況調査を行うなど現状把握に努め、PTAや育成会と連携しながら必要に応じた対策を行う。

②学習者用PCを利用した学習等を通じて、児童の発達段階に応じた情報モラル教育等(積極的に外部機関との連携を図りながら)を行う。

（６）学校相互間の連携協力体制の整備

本校を含めた楯岡中学校学区４校連絡会（楯岡中学校・西郷小学校・袖崎小学校）を中心として、情報交換を行う。

（７）組織的な対応

①いじめに係る情報を特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに対策組織に情報を報告する。

②いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価項目に位置付ける。

③チーム支援を重視し、児童が抱える課題について、多面的・多角的に情報を収集・共有するとともに、その背景や原因を分析し、対応の目標設定、支援・援助の役割分担等、具体的に話し合うケース会議を開催する。

４ いじめ早期発見のための取組について

（１）日常の観察と情報共有

学級担当は日頃から児童の様子を観察し、小さな問題を「察知」できるようにする。察知した事柄は、直ちに学年主任に相談し、学年主任は管理職に報告するようにする。管理職は報告された内容に応じて直ちにチームで情報を収集・共有する。

（２）児童対象のアンケートの実施、面談、組織的対応

いじめ等実態調査を年間２回（６月・１１月）実施する。また、これらの結果を受けて各学級において聞き取りを行い、児童一人一人の状況や学級集団の状況の把握に努める。課題となる事案が見付かった際には、学校全体で情報を共有して対応に当たっていく。

年２回の実態調査以外にも、年に５回の「心のアンケート」を実施することで、子供の心と向き合い、継続的に状況を把握していくようにする。

（３）保護者対象のアンケートの実施

全保護者を対象に「いじめ等に関するアンケート」を用いて実施する。

（４）Q-U 検査の実施と今後の指導方針の検討

Q-U 検査を年間２回（５月・１１月）に実施し、各長期休業前の反省職員会議に合わせ、総括的な指導評価を兼ねた会議を開催する。

(5) ノート・日記・連絡帳等による指導と情報交換

児童の休み時間や放課後の課外活動の中でその様子に目を配ったり、個人ノートや日記、連絡帳等（保護者からも情報を得る）などから、交友関係や悩み、不安などを把握したりする。

5 いじめ発生時の適切な対応

(1) 早期対応

いじめの疑いを「察知」した段階で、直ちに管理職に報告する。被害を受けた疑いのある児童の安全を守ることを第一とし、チームで情報収集を行い、状況を正確に把握するようにする。

(2) 正確ないじめの実態把握

いじめを「認知」した段階で、校長のリーダーシップのもと、いじめを受けた児童の安全を確保する。指導の方向性、役割分担を明確にして対応する。教職員が一人で判断することなく、組織的に正確な状況把握と実態把握を行い、いじめの判断を行うことができるように、組織的対応を原則とする。

(3) 児童への指導・支援

①被害児童に対して

心身の安全や秘密を徹底して守る。いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、保護者と連携を図りながら、心の不安に向き合う支援を行う。

②加害児童に対して

いじめた児童への教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止する。謝罪や責任追及といった形式的な指導ではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

③集団指導

傍観していた児童への指導を適切に行う。傍観の姿勢は加害児童にとっては「支持」と受け取られ、いじめを深刻化させていることを理解させる。また、いじめを許さない自治的集団づくりを行っていく。

(4) 保護者との連携

①児童の心身の安全を組織で守ることを約束する。

②正確な状況説明を行う。

③解決に向けた継続的な情報共有と協力関係の構築を図る。

(5) 事後の継続的な支援

①教育相談員等を活用し、継続した心のケアを行う。

②学級担任が中心となっていく「居場所づくり」と、子供たちの自律的・自治的な取組としての「絆づくり」を意図的、継続的に実施する。

(6) 記録と保存

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、子供の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

6 教育的諸課題から配慮すべき児童への対応

(1) 発達障がいを含む障がいのある児童への配慮

障がいの特性からいじめの被害者になる場合と加害者になる場合がある。教職員は専門家の意見を踏まえながら、障がいの特性への理解を深め、適切な指導や支援を行う。

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童への配慮

言語や文化の違いから、いじめを受けることがないように、教職員、児童、保護者の理解を得る。

(3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童への配慮

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、研修等を通じ、これらの障がい等についての正しい知識や必要な配慮についての理解を図る。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ①いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合等を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①校長は、重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。また、生命、身体、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに警察署に通報する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記機関を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係とその他の必要な情報を適切に提供する。

8 点検・評価と不断の見直し

本校の「いじめ防止基本方針」の内容については、常に共通理解と必要に応じて随時更新しながら、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を有効に機能させるようにする。そして児童を取り巻く教職員、児童、保護者、その他すべての人の取組として展開されるように努めていく。

【別表】

* 各項目□に☑を入れながら、確実に実施するようにする。

令和7年度 村山市立楯岡小学校

	いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための年間指導計画		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	【職員会議】 ☐ いじめ防止基本方針の共有 ☐ いじめ対策に関わる共通理解 【職員研修】 ☐ 学級経営研修会 【各学級】 ☐ 確かな児童理解	【学級活動】 ☐ 学級開き ☐ 学級ルールづくり	【PTA総会・学級懇談】 ☐ 本校のいじめ対策についての説明・啓発 【学級懇談】 ☐ 保護者との情報交換
5月	【各学級】 ☐ 心のアンケート ☐ Q-U検査①の実施と分析、対策 ☐ 確かな児童理解	【児童会活動】 ☐ 委員会活動計画 ☐ 人間関係づくりのための諸活動の企画	【保護者との連携】 ☐ 家庭訪問
6月	【各学級】 ☐ 確かな児童理解 ☐ 保護者対象「いじめ等に関するアンケート①」の実施と分析 【職員打ち合わせ】 ☐ 児童を語る会 【職員研修】 ☐ Q-U研修会	【学級活動】 ☐ 学級ルール等についての反省と今後の課題 【児童会活動】 ☐ 児童会活動の充実 ☐ フレンドリーダー	【保護者との連携】 ☐ 年間を通じて、日常的な連携を密にする【保護者】 ☐ 「いじめ等に関するアンケート①」の実施と情報共有
7月	【各学級、生徒指導・教育支援委員会】 ☐ 確かな児童理解 ☐ 教育相談週間 【職員会議】 ☐ 児童を語る会	【児童会活動】 ☐ 縦割り班活動	【個人面談】 ☐ 保護者との情報交換
8月	【職員打ち合わせ】 ☐ 児童を語る会 【各学級】 ☐ 確かな児童理解	【学級活動】 ☐ 自主・自律的な生活	【保護者】 ☐ 「インターネット使用状況調査」
9月	【各学級】 ☐ 確かな児童理解 ☐ 心のアンケート 【職員会議】 ☐ 児童を語る会	【学級活動】 ☐ 自主・自律的な生活 【児童会活動・学校行事】 ☐ 諸活動・諸行事を通した人間関係づくり	
10月	【各学級】 ☐ 「いじめ未然防止」にかかわる学級経営についての学年会議 ☐ 心のアンケート 【反省職員会議】 ☐ 指導に関する前期総括・評価・後期へ向けた改善	【学級活動】 ☐ 自主・自律的な生活 【児童会活動・学校行事】 ☐ 諸活動・諸行事を通した人間関係づくり ☐ フレンドリーダー	【個人面談】 ☐ 保護者との情報交換
11月	【各学級】 ☐ Q-U検査②の実施と分析、対策 ☐ 保護者対象「いじめに関するアンケート②」の実施と分析 【職員会議】 ☐ 児童を語る会	【児童会活動・学校行事】 ☐ 諸活動・諸行事を通した人間関係づくり	【保護者】 ☐ 「いじめに関するアンケート②」の実施と情報共有
12月	【各学級】 ☐ 確かな児童理解 【児童】 ☐ 学校生活アンケート(学校評価)の実施 【職員打ち合わせ】 ☐ 児童を語る会	【学級活動】 ☐ 自主・自律的な生活 【児童会活動】 ☐ 代表委員会 ☐ フレンドリーダー	【保護者】 ☐ 学校評価の実施 【個人面談】 ☐ 保護者との情報交換
1月	【各学級】 ☐ 確かな児童理解 ☐ 心のアンケート 【職員会議】 ☐ 児童を語る会	【学級活動】 ☐ 自主・自律的な生活 【児童会活動】 ☐ 代表委員会	
2月	【各学級】 ☐ 心のアンケート 【職員打ち合わせ】 ☐ 児童を語る会	【児童会活動】 ☐ 児童会の引き継ぎ会 ☐ フレンドリーダー	【学級懇談】 ☐ 保護者との情報交換
3月	【反省職員会議】 ☐ 指導に関する年間総括・評価・次年度の計画	【児童会活動・学校行事】 ☐ 今年度の反省と来年度の計画	【保護者・地域へ】 ☐ 学校評価及び次年度学校教育方針の開示